

平成28年12月19日

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第5項の規定による指定旧供給地点の指定について

中部経済産業局から、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第5項の規定による指定旧供給地点の指定に関する委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第6項及び第28条第5項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準」（20160708資第12号）における当該指定に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定をすべき指定旧供給地点がないと考えられるため、別紙の通り中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

別紙

官 印 省 略  
20161028 北陸第3号  
平成28年12月19日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定について（回答）

平成28年10月28日付け 20161027 北陸第1号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第5項の規定による指定旧供給地点の指定については、指定しないことに異存はありません。